

南箕輪村木材利用推進方針・計画

平成23年2月7日	決定
平成25年1月4日	変更
平成26年1月15日	変更
平成27年2月2日	変更
平成28年2月1日	変更
平成29年2月1日	変更
平成30年2月1日	変更
平成31年2月1日	変更
令和2年2月1日	変更

1 目的

木材は、調湿性に優れる、断熱性が高い、リラックス効果があるなど、人に優しい、心安まる素材であるとともに、再生産可能な素材であり、その利用を推進することは、森林の持つ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成のほか、地域経済の活性化に資するものである。

南箕輪村（以下「村」という。）が実施する公共施設の整備及び公共土木工事等の実施にあたっては、可能な限り長野県産材（以下「県産材」という。）を使用するよう努める。

2 公共施設の整備における木材利用の推進

(1) 施設の木造・木質化の推進

村が行う公共施設の整備にあたっては、関係法令、コスト等の制約を受ける場合を除き、原則として木造・木質化を推進するものとする。

(2) 家具・備品・調度品等の木質化の推進

村が公共施設等に導入する家具・備品・調度品等は可能な限り木材製品とする。

(3) 環境への配慮

村は、公共施設の整備等における木材の使用にあたっては、使用する接着剤や塗料等について、環境に配慮するものとする。

3 公共土木工事等における木材利用の推進

村が行う公共土木工事等においては、関係法令、構造、設置場所、コスト、緊急性を要する場合等の制約を受けるものを除き、設計図書に間伐材等の使用を明記することにより、公共土木工事等における木材の利用に積極的に取り組むものとする。

4 県産材利用の推進

(1) 村が行う公共施設の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、関係法令、県産材における供給が困難である場合等の制約を受ける場合を除き、原則として県産材とする。

- (2) 村が行う公共施設の整備等における県産材の使用にあたっては、可能な限り信州木材認証製品センターの信州木材認証製品又は同等以上の品質、規格、性能を有するものを使用することとする。
- (3) 村が行う公共施設の整備等における県産材の使用にあたっては、地域材の素材供給段階における産地証明書を添付させ、県産材であることをしゅん工検査時に確認するものとする。

5 村有林間伐材利用の推進

村は、4の(1)に定める県産材の使用にあたり、大芝村有林森林整備基本計画に基づき実施する間伐事業で発生する間伐材について、あらかじめ産業課と協議し、積極的な活用に努めるものとする。

6 村が補助する施設整備等における県産材利用の推進

村は、事業主体の理解を求め、可能な限り県産材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

7 公共施設整備及び公共土木工事等における年度別計画

村における令和4年度から令和6年度までの3年間の木材を使用して施設整備等する計画は、次のとおりである。なお、毎年、見直しを行うものとする。

(1) 公共施設整備

令和4年度	令和5年度	令和6年度
<ul style="list-style-type: none"> ■大芝公園遊具等改修工事 (地域づくり推進課) ■保育園施設改修工事 (子育て支援課) ■給食センター工事 ■音楽室床改修工事 ■村民センターステージ改修工事 (教育委員会事務局) 	<ul style="list-style-type: none"> ■中学校西校舎・管理教室棟外壁改修工事 (教育委員会事務局) 	<ul style="list-style-type: none"> ■庁舎外壁工事 (総務課) ■大芝の湯屋根外壁改修工事 ■大芝公園遊具等改修工事 (地域づくり推進課) ■保健センター改修工事 (健康福祉課) ■赤松の小屋改修工事 (産業課) ■南箕輪小学校外壁改修工事 ■南箕輪中学校中校舎トイレ改修工事 (教育委員会事務局)
5 施設	1 施設	7 施設

(* 下線部が変更部分)

(2) 公共土木工事等

令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設	施設	施設

(* 下線部が変更部分)